

# 認知症高齢者グループホーム居住費助成について

## 1 概要

認知症高齢者グループホームには、介護保険の負担限度額（居住費等の補足給付）のような低所得者のための負担軽減策がないことから、認知症高齢者グループホームに入居する一定の所得要件等を満たす方に対して、居住費の一部を助成しています。

## 2 対象者

認知症高齢者グループホームを利用している名古屋市の介護保険被保険者で、預貯金等が一定額（※1）以下であり、以下の要件に該当する方です。（※2）

所得要件	助成額
市町村民税非課税世帯（※3）で、本人の前年の年金収入（遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む）と合計所得金額（※4）の合計が80万円以下の方	20,000円／月（上限）
市町村民税非課税世帯（※3）で、本人の前年の年金収入（遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む）と合計所得金額（※4）の合計が80万円を超える方	10,000円／月（上限）

（※1） 単身で1,000万円、夫婦で2,000万円です。

（※2） 生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者は除きます。

（※3） 別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者も判定に含みます。

（※4） 合計所得金額とは前年の1月から12月までの1年間の総所得金額（事業所得、給与所得、雑所得など）、土地・建物等の譲渡所得金額、上場株式等の配当所得金額、株式等の譲渡所得金額の合計額（損失の繰越控除前）をいいます。なお、ここでは年金収入に係る所得及び土地・建物等の譲渡所得金額に係る特別控除額を差し引いた金額となります。また、平成30年度税制改正に伴う給与所得控除、公的年金控除の引き下げによる影響を考慮し、引き下げなかった場合と同額に調整して計算します。

## 3 助成の流れ

- ① 助成対象者はあらかじめ区役所福祉課または支所区民福祉課へ申請し、交付された助成認定証を、利用している認知症高齢者グループホーム事業所へ提示します。
- ② 助成額の支払いは、原則、認知症高齢者グループホーム事業所への現物給付（市から事業所へ助成額を支払い、助成額を除いた居住費を利用者が負担）とします。

## 4 その他

グループホーム事業者が必要な手続き等については、NAGOYA かいごネットをご確認ください。

（事業者向け）介護保険事業者の指定・登録 - 認知症高齢者グループホーム居住費助成について

# 居宅介護支援事業所における管理者要件について

(令和4年度介護保険指定事業者講習会資料より再掲)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号）が、令和2年6月5日に公布されました。改正概要等は以下のとおりです。

## 1 改正概要

### (1) 管理者要件における例外規定の追加

令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとする（以下「管理者要件」という。）とされておりましたが、令和3年4月1日以降、不測の事態（※）により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまう場合であつて、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画を記した書面を本市へ届け出た場合は、介護支援専門員を管理者とする取扱いが可能となります。（猶予期間は変更日から1年間）

#### ※不測の事態とは

管理者本人の長期療養など健康上の問題の発生、あるいは急な退職や転居等のこと

### (2) 管理者要件適用の猶予期間の延長

令和3年3月31時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者要件の適用を令和9年3月31日まで猶予されます。

## 2 改正にともなう事務取扱の変更等について

### (1) 指定申請

指定年月日が令和3年4月1日以降、管理者要件を満たしていない指定申請は受理できません。

### (2) 変更届

変更年月日が令和3年4月1日以降である管理者に関する変更届であつて、管理者要件を満たしていない場合は、「管理者確保のための計画書（参考様式65）」を必ず添付してください。

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う 介護支援専門員証の有効期間の臨時的な取扱いについて

愛知県での新型コロナウイルス感染症のまん延状況及び介護支援専門員法定研修の実施状況を鑑み、令和2年2月25日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡に基づき、下記1の対象者については、下記2の期間において資格を喪失しない取扱いとされましたので御承知ください。

### 記

#### 1 対象者

愛知県登録の介護支援専門員のうち、現在交付されている介護支援専門員証の有効期間の満了日が令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間にある者

#### 2 資格を喪失しない取扱いとする期間

現在交付されている介護支援専門員証の有効期間の満了日の1年後の応当日まで

#### 3 留意事項

- (1) 本内容の適用を受けるために手続等は必要ありません。愛知県発出の通知（NAGOYA かいごネットのR4.3.22の新着記事に掲載）を介護支援専門員証と併せて保管し、必要に応じて提示してください。
- (2) 次回の更新時に交付される更新後の介護支援専門員証の有効期間（5年間）は本来の有効期間満了日から算定されます。
- (3) 上記2の期間の終期までに更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証の更新申請を行う必要があります。
- (4) 本内容の取扱いは、主任介護支援専門員資格の有効期間には影響しません。各資格の有効期間の管理には十分に留意してください。
- (5) 本内容については、愛知県登録の介護支援専門員に限ります。他の都道府県に介護支援専門員登録がある場合は、登録のある都道府県へ取扱いを確認してください。

#### ※お問い合わせは

愛知県福祉局高齢福祉課介護保険指定・指導グループ  
（電話052-954-6289）にお願いします。